

# 能登町教職員の多忙化改善に向けたアクションプラン(R6改訂版)

令和6年4月  
能登町教育委員会

## 1 はじめに

令和2年3月、石川県教職員多忙化改善推進協議会が「石川県公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教職員の多忙化改善に向けた取組方針(改訂版)」を策定した。

これを受け、能登町教育委員会においても、保護者や地域の方々の協力や理解を得ながら計画的に実施するための「教職員の多忙化改善に向けたアクションプラン」を定め、時間外勤務時間が月80時間を超える教職員ゼロを目指してきたが、目標は達成できなかった。しかしながら、スクールサポートの全校配置や部活動顧問の複数担当制等により時間外勤務時間が減少し、取組については、一定の成果をあげていると捉えることができる。令和5年度は、教職員加配が令和4年度より多く、一部、勤務時間が多くなる職員がみられたが、業務の平準化が進んだ。令和6年度は、加配の教員配置がさらに多くなり、教員が本務に注力できる時間の確保が増加する見通しである。児童生徒に向き合う時間を確保し、より工夫のある業務改善を進めていかなければならない。

## 2 達成目標

時間外勤務時間が月80時間を超える教職員ゼロを目指す。

## 3 具体の取組

### (1) 町教育委員会における取組

- ① 継続した取組として、町内全ての学校で勤務時間調査を行うとともに、ストレスチェックを実施し、教職員の心身の健康管理に努める。
- ② 県内一斉で実施される夏季休業中の旧盆を含む1週間を「リフレッシュウィーク」とし、期間中に全ての学校で連続する4日間以上の学校閉庁日を設定する。
- ③ 各種調査や提出物の精選、簡略化、統合を図る。
- ④ 外部人材の活用により、業務の軽減を図る。
- ⑤ 教職員の勤務時間の現状や多忙化改善に向けた取組について、能登町PTA連合会の大会等で説明する機会を設け、保護者や地域の方々の理解を求める。

### (2) 学校における取組

- ① 常に児童生徒の教育のためを念頭に、精選した業務内容を工夫する。
- ② 町内全ての学校で、「最終退校時間」を定めるとともに、月2回以上の「定時退校日」を設定する。
- ③ 業務の平準化について十分配慮する。
- ④ 学校評価において、教職員の働き方や業務改善に関する評価項目を設け、継続的に評価・改善を行う。
- ⑤ 町内全ての中学校の部活動指導において、県内で統一した取組に基づき、休養日を週2日以上、平日1日と土曜日または日曜日とする。また、部活動の練習における活動時間は、平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。長期休業中においては上記に加え、まとまった休養期間を設ける。

なお、部活動休養日等を示した活動計画を作成し家庭に配付する等、生徒が見通しをもって活動できるようにする。